

協働のまちづくりをすすめる市民会議
～熊本市自治基本条例策定のための市民ワークショップ～

第 8 回 作業手引き

本日のワークショップの目的

自治基本条例とは、いかなるものか、あらためて専門家のお話を伺います。
その後、先にお示しした自治基本条例の「たたき台」について、その修正について意見を出し合います。基本的には、前回の作業の続きです。

本日のワークショップの流れ

スタート 1. 講義 「自治基本条例とは！ 条例を作る作業とは！」
熊本県立大学の荒木教授にご講義いただきます。(45分)

2. 「たたき台」に関する説(15分)
みなさんが作成した条例文案のカードを「たたき台」の目次に合わせて分類整理し直しました。前回欠席の方もおられますので、この資料を基に、再度「たたき台」の解説を簡単に行います。これは、班ごとに行います。

3. 「たたき台」をたたく(120分)・・・班ごとの作業
「たたき台」の文を見ていただくと、表現を変えた方がよいと思う部分があると思います。また、『このような考え方を「たたき台」のこの条に何らかの表現で盛り込みたい』というアイデアもあると思います。その意見を出し合います。まずは、「たたき台」の条文を吟味する作業です。

事前にアイデアを考えてきていただくと、
効率アップになります。よろしくお願ひします。

ゴール 4. 発表・・・どのような議論があったのか、各班から発表します。(30分)

結果の使われ方及び今後の展開

上記の結果を受け、たたき台を修正していきます。

・・・「たたき台」のこの条文のこの部分は、こういう理由で、こうした方がいい・・・という、皆さんから出された意見を整理した上で、その内容を確認しながら条文の修正を行います。このようにして、条文を一通り頭から順番に検討していくと、全体構成についての共通理解が得られると思います。その上で、目次(章・条・項)についても加除、入れ替えを検討します。最終的な条例の文章表現は、法制度などにも詳しい専門家のアドバイスを頂く予定です。

検討手順1：「たたき台」の条文の3章から順に、「ここを、このように変えた方がよい」というアイデアを考えます。（30分程度 班の実情に合わせる）

修正アイデアの書き方

書き方の例：たたき台の**第4章**（「行政」の章、市民ニーズに応じた市政運営）について修正アイデアがある場合！

条文のたたき台	修正アイデア
<p>4 行政</p> <p>市長の責務 市長は、この理念を実現するため、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政の執行にあたることとします。</p> <p>情報共有・個人情報保護 人間は、真実を知らなければ、考えることも、話し合うこともできないことを考え、市民の参画の前提として、知る権利が保障され、実現されるよう、行政は市政に関する情報を積極的に市民に公開提供し、情報の共有を図るものとしします。 情報は、常に新しいものが、正しく管理され、市民の必要とするものは、適時適切に共有できるよう努めます。 行政は、積極的に市政の内容について広報活動を行うものとしします。 行政は、市民の個人情報の保護に努めなければなりません。</p> <p>市民ニーズに応じた市政運営</p> <p>行政は、<u>市民のニーズに対応した市政運営</u>をする責務があります。</p> <p>総合的な行政サービスの提供 行政は、自分の部署のみでなく、横の連携を強化し、共有化し、タテ割り行政にならないよう配慮し、事案の処理にあたり、他の部署に押し付けるなどして、たらい回しをし、責任回避をしないようにしなければなりません。</p>	<p>修正したい個所に下線を引きます</p> <p>市民のニーズ把握に努め、成果を重視した</p> <p>単純に、どのように変えるか、簡潔に書きます。 その修正理由を、班の中で皆に説明します。 次ページ参照！</p>

検討手順2：上記のアイデアを班の中で発表します。(90分程度)

修正アイデアの発表の例

私は、第4章の 市民ニーズに応じた市政運営について、変更案があります。たたき台にある「市民のニーズに対応した」の表現では、行政の態度が受身・待ちの姿勢になるので、「市民のニーズ把握に努め」「成果を重視した」とすれば、行政に積極性を持たせることもできるし、市民に対する説明責任を持たせることにつながると考えるからです。

- 発表のルール
1. 3章から順に、条項一つひとつについて、それについて修正アイデアのある人全員の意見を出す。それが終わったら、次の条項へ進む。
 2. 一人2分以内で簡潔に（タイムキーパーがベルを鳴らす）
 3. 発表の重点は、文章の修正アイデアの説明におく
 4. 各テーブルにつく市職員は、要点を模造紙に書き留める。これを用いて、手順3に示す発表を行う。

条文表現の基本

“自治”“基本”条例ですから、あまり個別の問題、細部の問題に入ると收拾がつかなくなります。

例えば、

「行政は、自転車用の道路を整備しなければならぬ」
「歩道確保のために一方通行を多用し・・・」
「市民の、道路通行中の携帯電話の禁止・・・」

というようなことは、大事なことですが、表現としては細くなります。細かな表現で全部入れると、何百条にもなってしまいます。そこで、

A：「市は、交通政策において市民の安全と快適性に十分な配慮をしなければならない」

とすれば、多くのこと包含できます。しかし、これでは、交通安全条例、あるいはインフラ整備規範のようなものになります。そこで、

B：「市は、政策立案にあたり、市民ニーズの把握に努め、都市内での活動における市民の安全と快適性の向上に努めるものとする」

とすれば、都市基盤、交通問題に限らず汎用性が生れます。ただし、それだけでは、「携帯電話の禁止」に込めた「道路はみんなのもの、安全確保のためにもマナーが大事！」という市民の責務に関わる思いが表現されません。そこで、

C：「市民は、都市内の活動における安全と快適性を高めるための行動を提案し、皆で実践します」

というような表現にしよう、となります。BとCは、それぞれ市の責務、市民の責務など、別々の条に入るかもしれませんが、でも、どこかに入れておくことが大事です。

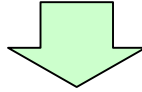
「たたき台」では、このレベルの詳細な記述も少し残っています。“思い”の言葉も若干残っています。

「たたき台」の表現は、主として、このレベルです。ニセコ町や杉並区の例と比較してください。

条文の吟味過程を共有することで、このような“条文相互の関係”について共通認識が生まれ、次の目次構成の検討がスムーズになります。

検討手順3：発表（30分）

各班において、どのような意見が出されたのか発表します。
発表は、市民の方をお願いします。1つの班の発表時間は5分です。
同じ条項に関しても、班によって修正の着眼点異なること意見があると予想されます。そうしたことに注目して、発表を聞いてください。



今日の結果を、そうした着眼点の違いが整理された資料にまとめます。
このまとめ作業のために、手順2で作成した、修正アイデアを書き込んだ各自のシートをご提出ください。